

令和7年8月22日

草津市議会議長 西村 隆行 様

総務常任委員会
委員長 横江 政則

令和7年度総務常任委員会研修結果報告書
標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 令和7年8月6日（水）～8月7日（木）
2. 日 程 8月6日（水） **東京都武蔵野市**
午後1時30分から午後3時まで
「武蔵野市コミュニティ構想について」

8月7日（木） **東京都町田市**
午前10時から午前11時30分まで
「デジタル町内会「いちのいち」について」
3. 参加者 委員8人、執行部職員1人、議会事務局職員1人
委員長 横江 政則 副委員長 瀬川 裕海
委 員 福田 茂雄 野村 友子 山元 宏和
先成 俊士 西川 仁 西村 隆行
<同行> まちづくり協働部副部長（総括） 小寺 恵正
<随行> 議会事務局 伊藤 健太
4. その他 詳細は別紙復命書のとおり

令和7年度総務常任委員会研修復命書

令和7年8月22日

草津市議会議長 西村 隆行 様

草津市議会総務常任委員会
委員長 横江 政則

標題の研修結果は、下記のとおりでしたので復命いたします。

記

1. 出張の目的

草津市議会総務常任委員会研修

2. 出張先

東京都武蔵野市、東京都町田市

3. 出張の経過

■令和7年8月6日（水） 13:30～15:00 東京都武蔵野市
「武蔵野市コミュニティ構想について」

■令和7年8月7日（木） 10:00～11:30 東京都町田市
「デジタル町内会「いちのいち」について」

4. 研修出席委員名

（委員長）横江 政則 （副委員長）瀬川 裕海

（委員）福田 茂雄 野村 友子 山元 宏和 先成 俊士

西川 仁 西村 隆行

5. 執行部同行者・随行者

まちづくり協働副部長（総括） 小寺 恵正

議会事務局 伊藤 健太

東京都武蔵野市の概況

人口等	148,394人 / 79,829世帯(令和7年7月1日現在)
面積	10.98 km ²
概要	<ul style="list-style-type: none">・東京都のほぼ中央に位置し、特別区に隣接している。・緑豊かな住宅都市と教育、福祉、健康、文化、スポーツ、情報などの生活型の産業が高度に集積し、調和した生活核都市として発展し、住んでみたい街としてイメージが定着している。・特別区と多摩地区を結ぶ東京の「芯」となっている。

◎ 武蔵野市コミュニティ構想について

市議会：議会事務局 菅原局長

説明者：市民部 市民活動推進課 馬場課長、森係長

1. 現状と背景

- ・昭和22年、ポツダム政令第15号により、地域社会の民主化推進の一環として、全国の町内会組織は廃止、解散を命じられたが、昭和27年に政令が失効後、全国の自治体の多くは町内会体制の再整備を進めた。
- ・一方、武蔵野市では、ポツダム政令失効後も町内会の仕組みを復活させようという動きは見られず、現在に至っても市域の大半の地域には自治会、町内会が存在しない。
- ・その背景には、かつての町内会の復活に消極的な住民意識や、革新系であった当時の市長の考え、総合計画の策定委員であった学識のある市民の考えがあったと思われるが、明確な根拠資料は残されていない。

▼草津市が町内会等をお願いしている事務等の武蔵野市での取扱いについて

- ・町内会単位で回覧板を使った連絡代わりに、約180箇所に掲示板を市が設置。
- ・市の広報紙の配布は、シルバー人材センターへ委託。
- ・ごみ収集は、平成16年10月より、市内全域で戸別収集を開始（集積所なし）。
- ・街路灯や防犯灯は、商店街などの一部を除き市の直営。
- ・地域課題を解決するための町内会要望はない。
- ・ごみ袋の配布は行っておらず、コミュニティセンターの窓口に設置。

2. 武蔵野市コミュニティ構想

- ・昭和46年2月に武蔵野市第一期長期計画を策定。
→「コミュニティ構想」を提起。コミュニティを武蔵野市の市民生活の基礎単位と位置づけ。
- ・コミュニティ構想に基づき、コミュニティ市民委員会で具体化を検討。
→コミュニティセンターの建設を土地の選定から設計まで市民参加によって行い、さらに建設後の管理運営も地域住民で組織する公共団体に委ねるというコミュニティづく

りの取組を開始。

- ・昭和56年に策定された武蔵野市第二期長期計画で、自主3原則（自主参加、自主企画、自主運営）が明記され、平成14年の武蔵野市コミュニティ条例（平成14年4月施行）で明文化された。

▼「武蔵野市のコミュニティ構想 II 地域生活単位の構成」一部抜粋

市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげるためには、その基礎として、コミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれに対して、市民施設を適切に各コミュニティに配置するよう努める。このコミュニティづくりは、市がおしつけるべきではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたっておしすすめていくものであろう。

このコミュニティは伝統社会の自然村とは異なって、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば、今日では市民の生活要求は、多様になるとともに、市民の階層によって分かれているからである。

したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく、むしろ構想を示すにとどめ・・・（後略）

3. コミュニティづくりの特徴

- ・コミュニティセンターという公共施設をボランティア市民（コミュニティ協議会）が、自主3原則に基づいて運営し、行政は協議会の要望に基づいて活動費やコミュニティセンターの管理運営費を支援する公設民営方式。
- ・市内16のコミュニティ協議会が、コミュニティセンターという場の管理運営を担うことによって、センターの管理運営のノウハウを蓄積するとともに、そこを拠点として地域の絆やネットワークを広げながら、地域課題を解決する力を育成することを通じて、市民の手によるコミュニティづくりを実現。
- ・コミュニティ協議会は、コミュニティづくりのための補助金を市から交付されながら、自主3原則が尊重された自由なコミュニティづくりの活動が保障されている。
- ・市民が主体で、行政は支援という形でパートナーシップによるコミュニティづくりの推進が大きな特徴である。

4. コミュニティセンターとコミュニティ協議会

▼コミュニティセンター

- ・公設民営の多目的、多世代交流施設で、コミュニティづくりの拠点として設置。
- ・建設段階の用地取得、設計から完成後の管理運営までを一貫して市民（地域住民）参加により行う。
- ・年間利用者数は、約80～90万人

▼コミュニティ協議会

- ・各コミュニティ区域内の住民が対象となり、任意で参加する組織で、構成は以下の

とおり。

(1) 運営委員

→協議会活動全般の企画、実施。窓口担当として館を運営。毎年3～4月に運営委員を公募し、住民総会で選出する。

(2) 協力員

→随時、事業への協力、コミセンだよりの配布など。公募により通年募集。

(3) 組織

①住民総会：区域内全住民を対象に毎年4月に開催。

②運営委員会：概ね月1回開催。

③各部会：協議会により名称や構成が異なる。

- ・コミュニティ条例において、コミュニティセンターの管理運営を委託することができるコミュニティ協議会について規定されている。
- ・平成17年4月から指定管理者制度移行に伴い、コミュニティ条例を改正し、指定管理者としての要件と指定管理者が行う業務等を明文化されている。

5. コミュニティセンターの管理運営費および補助金

▼令和7年度予算

	全コミュニティセンター（合計）	コミュニティ協議会（平均）	備考
管理運営委託費	113,416,000円	約700万円	窓口手当、修繕費
補助金	28,144,000円	約180万円	事業費、消耗品費、印刷費、備品費など
合計	141,560,000円		

※光熱水費、保険料等は除く

※清掃、機械警備、設備保守、修繕（5万円以上）は、市が契約

6. コミュニティ評価

- ・コミュニティ条例に評価委員会を規定している。
- 委員7名以内（学識経験者2名以内、コミュニティ研究連絡会代表2名、公募市民2名以内、市職員1名）にて構成。
- ・指定管理者としてのコミセン管理および運営状況の評価
- ・コミュニティづくりの主体としての評価
- ・評価結果を市長に報告し、市長は概要を公表する。

7. コミュニティ連絡会

- ・昭和53年に、各コミュニティ協議会間の連絡組織として、コミュニティ連絡協議会が設立された。
- ・目的は、コミュニティに関する調査、研究および協議会相互の連絡、協議によるコミ

ユニティ活動や施設運営に関する課題の解決、質の向上。

▼活動内容

- ・ 定例会：各協議会から2名（代表者ほか1名）が出席し、月1回開催。
- ・ 代表者会議：各協議会の代表者が出席し、隔月1回開催。
- ・ 各種研修：運営委員研修、窓口研修、広報研修、管外視察など。
→各コミュニティ協議会の運営委員および協力員を対象。

8. 武蔵野市におけるコミュニティづくりの課題

- ・ 活動の担い手の拡充
→「コミュニティづくりに関わってきた住民」と「まだ関わっていない住民」との間に壁が存在。コミュニティづくりの活動を行っている団体においても、参加者が固定化する傾向があり、その結果として、活動の担い手が相対的に高齢化していくという悩みを抱えている。
- ・ 諸団体との連携、協働
→地域の課題は、関係するさまざまな主体同士の結びつきによる対応が期待される。行政も含め、テーマに応じたネットワークづくりや意識共有をさらに進めていく必要がある。
- ・ 市民への広報
→各コミュニティ協議会に伝えれば地域に情報が行き届くとは限らず、市報、掲示板、ホームページ、SNS、市民説明会などさまざまな手段による情報発信を工夫する必要がある。
- ・ 防災
→防災関係団体、福祉関係団体、コミュニティ協議会などの連携状況は地域によって差があるため、連携を進めるための調整が必要である。

9. 質疑応答

Q：世帯単位ではなく、個人単位で地域に参加とあるが、誰がまとめているのか。

A：コミュニティ協議会の中の組織であれば、当然協議会の代表や副代表等の役員がおり、役員を中心に合意形成を図っていくが、各地域については、まとめ役という存在がないため、地域で何か課題が起きた時に合意形成を図ることは難しいというのが現状。実態としては、コミュニティ協議会がまとめ役になって話し合ったり、あるいは地域を超えて複数のコミュニティ協議会や行政が加わって話し合ったりという状況であり、課題を抽出し、まとめていくというような表立った役員は存在しない。

Q：俗に言う体育振興会などといった組織もないのか。

A：目的別の団体というのは存在しており、例えば、福祉であれば「地域福祉の会」という団体があり、その他にも「子育て」や「防災」といった団体が存在し、目的に沿っ

た課題であれば、それぞれの目的別の団体に対応している。

目的別の団体にそぐわない内容であれば、地域の誰かが声をあげ、課題解決に向けた合意形成を図らないといけない状況であり、行政としては、これらの状況が課題であると感じている。このことから、何か地域で課題があった場合は、コミュニティ協議会を中心に、地域に関係する団体を集めて話し合いを行う「地域フォーラム」を進めている。

Q：町内会が存在しないことから町内会要望ではなく、個人要望になると考えるが、その点の調整などはいかがか。

A：個人から直接各部署にあがってくる要望と、コミュニティ協議会が課題として掲げ、目的別の団体を巻き込んであげてくる要望と2パターン存在している。

個人からの直接的な要望については、地域としてまとめられたものではないため、要望を受け取る側である行政は難しいという印象がある。

Q：コミュニティ協議会は指定管理者により運営されていると思うが、草津市の場合は、非公募で地域のまちづくり協議会が指定管理者になっている。武蔵野市の場合はいかがか。また、役員関係はどのように決定されているか。

A：各コミュニティセンターの運営をしているコミュニティ協議会の指定管理者は、非公募であり、コミュニティ条例にて規定している。

役員選出については、各コミュニティ協議会の規約において決定されている。

Q：掲示板を設置しているとのことだが、その管理は市がされているのか。

A：現状は市が管理している。

Q：SNSを活用したことにより、当初180箇所あった掲示板を、現状50箇所に減らされたと思うが、周知力の変化はいかがか。

A：当初の180箇所というのは、かなり前の話であり、ここ20年ぐらいは50箇所であるため、周知力の変化は把握していない。市民の方が情報を得る手段として一番多いのは、市報（広報紙）を確認することで、その他にも、各コミュニティ協議会が発行する地域広報紙に市の情報を載せてもらうこともある。

Q：地域代表性が薄くなっているという現状や、地域外からでも参加できるという状況を踏まえると、例えば防災訓練など、どのように連携を取られているのか。

A：市内にある18の小中学校がそれぞれ避難所に指定されており、避難所を運営するための組織が住民により構成され、防災に関する目的別の団体（7団体）も含め連携を図っている。

コミュニティセンターは、各避難所を補完する施設として位置付けられている。避難

所の運営を行う組織や目的別の団体に所属する方が、コミュニティセンターを運営するコミュニティ協議会の一員であれば、うまく連携を図ることができるが、それぞれ別の方である地域は、なかなかうまく連携を図れない現状があることが課題であると感じている。

Q：有償ボランティアという説明があつたが、これはコミュニティ協議会の協力員を指しているのか。

A：協力員の方は無償ボランティアである。有償ボランティアは運営委員を指しており、運営委員の方々には、コミュニティセンターを1日12時間開けてもらうために時間を拘束されることから、謝礼という形でお支払いしている。

Q：有償ボランティアは、当初から活用されていたのか。

A：当初からと聞いている。

Q：草津市のまちづくり協議会は、小学校区ごとに存在するものであるが、武蔵野市の場合、コミュニティ協議会と学校のエリアと異なっている。また、区域外からでも参加できるということだが、もう少し具体的に説明いただきたい。

A：コミュニティ構想を掲げた当初は、大きく分けて11の区域割を行っていたが、実際にコミュニティセンターを建設していくにあたり、地域の声を踏まえ、現在の16の区域割とされてきた。一方で学校については、統廃合の兼ね合いもあり、どちらかに合わせるということは難しいため、現状となっている。

また、コミュニティ構想を提唱する際に、学識者である松崎氏により、区域が曖昧であったり、重なり合ったりすることで、市民にとってはどちらも選択できるという利点や区域を超えた交流が生まれるという考えも影響している。

現状では、区域を揃えた方が良いのではないかという声があるものの、整理を行うまでの段階にはなっていない。

Q：コミュニティ協議会の活動を評価する評価委員会の構成には、学識経験者など外部の方が入って評価をするということだが、外部からの評価があることで、コミュニティ協議会の活動がスムーズに進むという認識でよいか。

A：評価を通して、それぞれの活動を認めてもらえる。また、客観的な分析を経て意見をいただくことで、各コミュニティ協議会に持ち帰り議論を展開し、より良い活動につなげていくという仕組みができているので、外部評価については役立っている取組であると考える。

Q：コミュニティ協議会の運営委員は公募とされているが、どのような形で公募されており、どれだけの応募者がいるのか。

A：方法としては、毎年各コミュニティ協議会の広報紙や市報で募集しているが、実態としては、10年、20年と継続されている人がほとんどで、新規で応募される方は各コミュニティ協議会に数人いるかどうかである。

Q：若手を巻き込んだ政策の実績があれば紹介いただきたい。

A：市内に3つの大学があり、各大学のボランティアの担当部署を通じてイベントの手伝いをしてもらうことが多々ある。手伝いをきっかけに、コミュニティ協議会の役員へと声かけを行い、継続的に関わっていただくという例もある。

Q：1コミュニティ協議会あたり約180万円の補助金とあるが、自主3原則に基づき事業をされる中で、180万円を超えた金額を補助してほしいという要望があった場合、補助金の幅はあるのか。

A：補助金は、不公平にならないよう横ばいとしている。大幅な金額の要望があった場合は、事業内容の見直し等をお願いしている。

Q：コミュニティ協議会が合併されたことはあるか。

A：近年で合併はないが、大きな事業を複数のコミュニティ協議会が共同で実施されたということは年に数回ある。

Q：ゴミ集積所や防犯灯、公園の管理など、草津市は町内会にお願いしている点が多々あるが、武蔵野市は直営でされている。直営で行うには財政力が必要と思われるが、財政力を高めるための企業誘致など、どのような努力をされてきたか。

A：主な財源は、市民税、固定資産税であり、比較的に高所得者層が多いという点と特別区に隣接することから地価が高いという点が大きく影響している。市を挙げて企業誘致を行ったというような例はない。

10. 所感

武蔵野市のコミュニティに関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

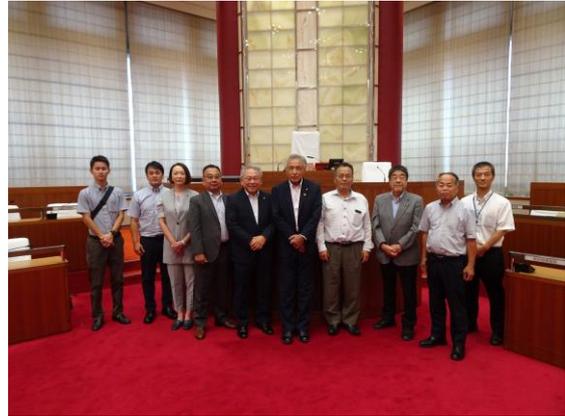
「コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策は行わない。その一方で、市民のコミュニティ活動を支援するため、市は市民施設、生活道路、さらには緑地ネットワークといったインフラについて、適切で計画的な行政を通じて協力していく」。

このようなスタンスから考えると、町内会や自治会といった地域組織が存在しなくても、市が主体となって対応できる仕組みとなっているように思われる。ただし、その場合、市が常に地域全体の状況に目を配り、適切な対応を行う必要があるかもしれない。

一方、草津市の自治体基本条例では、「住民がまちづくりの主体となり、自分たちが必要と考える課題に対して協働して取り組む」と明記されている。これにより、多様化する地

域課題を解決し、住み良いまちを築くために、住民一人ひとりが責任を自覚し、行政と役割を分担しながら協働してまちづくりを行う必要があるとされている。

このように、武蔵野市と草津市では、コミュニティ形成やまちづくりに対する基本的な考え方に大きな違いがあると感じた。武蔵野市は、行政主導型であるのに対し、草津市は、住民主体型のアプローチを採用している点が際立っているように思った。



文責 総務常任委員会

委員長 横江 政則

東京都町田市の概況

人口等	430,457人 / 210,136世帯(令和7年7月1日現在)
面積	71.55 km ²
概要	<ul style="list-style-type: none">・東京都の最南端（島しょ部除く）に位置する。・都内では、23区、八王子に次いで3番目に人口が多く、東京都のベッドタウンとしても知られている。・新宿、渋谷、横浜といった都心にも行きやすい一方、緑豊かな自然に触れ合うこともでき、「都会と自然のバランスがちょうどいい」と、ファミリー層を中心に住みたい街として注目が集まっている。

◎ デジタル町内会「いちのいち」について

市議会：議会事務局 高橋氏

説明者：市民部 市民協働推進課 磯崎課長、小林係長、石川氏

1. 町内会および自治会の概要

- ・団体数：308団体（2025年4月1日現在）
- ・加入率：50.3%（2020年度）→ 42.9%（2025年4月1日現在）
- ・連合組織：10の地区連合会からなる町田市町内会、自治会連合会に212団体加入
- ・市との関わり：回覧および掲示物の配布、活動補助金等の交付のほか、町田市町内会、自治会連合会と共催で「市政懇談会」を毎年開催。また、地区連合会単位で地域課題解決や地域の魅力発信を行う「地区協議会」を設立。

2. デジタル町内会の使用システム

- ・2022年9月から、自治会専用デジタルツール「いちのいち」（小田急電鉄株式会社）を導入し、2025年3月末時点では、310団体のうち157団体（登録人数：5,940人）で運用されている。
（2026年度からは有料化を予定とのこと。）

3. システム導入までの経緯

- ・町内会等への加入率の低下や役員の人材不足が深刻化し、町内会等の将来に向けた活動の維持、継続が懸念されていた。
そこで、2022年度に、東京都の「町会・自治会活動への地域交流アプリ等導入支援事業」の実証実験に応募し、町田市、世田谷区、東京都と共同でデジタル町内会「いちのいち」の実証実験を経て、システム導入に至った。

4. デジタル町内会の目的

- ・町内会、自治会の情報伝達をデジタル化し、役員の負担を軽減する。

- ・町内会、自治会内の情報交換、情報共有を進め、活動の活性化を目指す。
- ・町内会、自治会未加入者に向けて町内会情報を発信することで、加入促進を図る。

5. デジタル町内会の機能

- ・回覧、掲示物の情報（月1回配信）、広報まちだの閲覧（月2回配信）
- ・投稿権限を持った会員による地域情報の投稿、閲覧
- ・コミュニティ機能を活用した会員同士のデジタル上の交流
- ・安否確認、イベントカレンダー投稿、閲覧、アンケート機能

※一部内容は、町内会、自治会未加入者でも閲覧することができる。

※役員、会員、未加入者など、どの情報をどこまで公開するかは、町内会、自治会が決める。

6. システム導入前後の比較

- ・町内会加入率
 - 明確な加入率の変化はないが、未加入者が「いちのいち」を見て、町内会に加入した例がいくつかある。
- ・各種イベントや行事の開催状況および参加率
 - 参加率のデータはないが、イベント受付に「いちのいち」を活用している事例やイベントの参加者の把握がしやすくなったとの意見がある。
- ・紙の回覧の廃止例
 - 大多数の町内会、自治会では、紙の回覧と「いちのいち」を併用（高齢者向け）しているが、小規模の町内会、自治会および一部の班では、紙の回覧を廃止し「いちのいち」のみに移行した事例がある。

▼実際に「いちのいち」を利用された町内会役員および会員の声

- ・情報伝達の効率化や迅速化により、防災情報の伝達や安否確認がスムーズになった。
- ・コミュニティ機能を活用し、役員での情報および資料の共有を行うことで、引継ぎがスムーズになった。

7. 行政の関わり方

- ・システム導入に向けた市民への周知
 - 市内10地区で操作説明会を開催し、システム提供事業者が個別に町内会館（一部のみ）を訪れ、操作説明を行った。また、町内会における「いちのいち」の活用事例の発表会などを行い、利用団体の増加を図った。
- ・システム導入にかかる経緯
 - 2022年度は無料、2023年度から2025年度は、約200万円かかっており、主に町田市から各町内会へ市の情報提供を行うためのシステム料である。
- ・町内会への配布物

→月1回、市の各部署で作成したチラシ等を市民協働推進課でとりまとめ、各町内会に郵送している。このチラシ等のPDFデータを「いちのいち」でも配信している。

8. 町田市の今後の展望

電子回覧板などを活用した町内会のデジタル化を通して、町内会の加入促進や役員の負担軽減に取り組むことで、まちづくりの主役である町内会が活気づいていくものとする。

このことから、今後も町内会のデジタル化に関するさまざまな情報を収集し、町内会とともに加入促進や役員の負担軽減に取り組んでいく。

▼町田市が感じる課題

- ・スマートフォンにアプリ「いちのいち」を導入する
- ・操作を理解する

上記2つのハードルが非常に高いため、今後も打開策を模索していく。

9. 質疑応答

Q：アプリを導入された初年度は無償で、2年目以降は使用料として年200万円程度とのことだが、今後も継続して年200万円程度で考えているのか。

A：物価高騰の観点から、小田急電鉄（株）からは、システム使用料の増額を提示されている。このことから、引き続き同額でということは難しいと考えるが、町田市の利用率が一番高いという点と実証実験にも協力してきたという点から交渉していきたい。

Q：310団体のうち157団体がアプリを導入されている。しかし、それ以降なかなか利用団体が増えないということだがその要因は。

A：実証実験の段階で100弱の町内会が利用され、その後は、メディアにも取り上げられることもあり、約2年間で50強の町内会が利用されてきた。その後、利用団体が伸びない要因としては、アプリをダウンロードするハードルが高いことがあげられる。

Q：投稿や閲覧には権限を設けることが可能とのことだが、どのように線引きされているか。

A：代表者、役員、会員というように階層ごとに権限を付与することが可能で、現状は、一定の権限がある方のみが責任を持って投稿できる仕組みとしているが、誰に権限を付与するかは各自治会等の判断に委ねている（代表者のみや役員まで等）。

Q：アプリ内での投稿はプッシュ通知という認識で良いか。

A：アプリを導入する際にメールアドレスを登録することが可能で、アプリ内でのプッシュ通知またはメールどちらも可能である。

Q：所属外の自治会や町内会の情報についても通知されるのか。

A：いちのいちは、自治体ごとにグループ分けされており、所属する自治会のグループに参加するという仕組みになっているため、通知される情報は、基本的には所属の自治会の情報のみとなる。ただ、行政から全地域に周知したい情報については、全自治体に通知されるという仕組みになっている。

Q：デジタル技術の導入により、新たな層（若年層など）への接近はあるのか。

A：若年層をどのように取り込んでいくかという課題から、デジタル技術を導入の検討を進めたものであり、導入後は、若年層が地域の情報を見るようになったという声をいただいている。

Q：デジタル技術の導入により、役員のなり手不足という課題に変化はあったか。

A：班長や役員が回ってくる前に脱会するなどといった課題は継続してある。これらの課題を解決するために各町内会においてもサポーター制度を創設するなど様々な工夫をいただいているところで、行政も課題解決のために話し合いの機会（町内会同士つながりの醸成など）を設け、並走して取り組んでいきたい。

Q：役員の負担軽減という点では素晴らしい取組であると思うが、アプリ内で済まされることにより、会員同士が直接接する機会が減少し、コミュニケーションの希薄化が進んでしまう恐れもあると考えるが、その点はいかがか。

A：導入時に、そのようなご意見はいただいていた。また、町田市では、町内会費を電子決済システム（楽天ペイなど）で支払うこともあり、以前から、直接接する機会の減少は課題として捉えているものの、実際に何か対策をしたことはなく、現在も模索中といったところである。

Q：デジタル技術が町内会に馴染まず、アプリの使用をやめると判断された町内会はあるか。

A：町内会長は1年で交代されるということもあり、役員が変わるとアプリを活用した情報発信の機会が減少するという状況が発生しており、行政としても課題であると感じている。町内会によってどのように運営していくことが最適かは、伴走して支援していきたいと考えている。

Q：町内会によって会員数の大小があり、大きい町内会においては、班や組などいくつかの階層に分かれている。このアプリは、階層に対してどういう使い方ができるか。

A：まずは町内会ごとに分かれており、その中でいくつかのグループを作ることは可能である。ただし、行政からの情報発信は、町内会のグループに対してなので、小分けされたグループにのみ行政から情報発信するということはできない仕組みである。

Q：デジタル技術の導入に伴い、行政の作業はどのようなものがあるか。

A：町内会と小田急電鉄（株）の契約にはなるが、申請時に間に入りサポートをすることと、行政からの情報発信があるが、その他については町内会が行っている。

Q：草津市がデジタル技術を導入するならどのようなプロセスで行えば良いか。

A：いちのいちと同様のシステムは10～20程度あるため、まずは、どういったシステムがあるのかを調べる（町内会専用なのか汎用性を重視するのかなど）必要があると考える。また、近年ではLINEを活用して町内会を運営されているというケースも増えてきているので、町内会のニーズ調査は重要である。

町田市においても、来年度からは有料化されることもあり、有料であれば使用しないという町内会からの声もあるため、当然のことながら費用面についても検討課題であると捉えている。

Q：町田市の最終目標は。

A：同様のシステムはいくつもあり、主体は町内会になるため、町内会のニーズを把握し、いちのいちに限らず最適なシステムを選定していきたい。

そして、町内会の加入率の増加、役員の負担軽減が目的であることから、デジタル化が目的にならないように努めていきたい。

Q：デジタル技術の導入のターゲットは若年層であると思うが、導入によって若年層が町内会に参画されたというような事例はあるか。

A：若年層がいちのいちの情報を得て町内会に加入されたという事例は、多くはないが、あるのは確かである。情報入手の簡素化や、資料共有の効率化により役員会がやりやすくなり、若年層が役員を担うようになったという声もいただいている。

10. 所感

町内会や自治会の役員の負担軽減を図り、情報交換・共有を促進しながら活動の活性化を目指し、さらには町内会等への加入促進につなげることを目的としたデジタル町内会「いちのいち」は大変素晴らしいアイデアだと感じた。

ただし、このような取組が草津市に適応するかについては、いくつか課題があるように感じる。導入を検討する際には、実施のニーズや課題を十分に把握し、慎重に検討を進める必要がある。

当委員会として求めるべきアプリは、若い世代の意見を反映し、興味を持つ内容を取り入れることが重要であり、同時に、高齢者の方々にも親しみやすく、関心を寄せてもらえる機能やデザインを取り入れることが求められる。このようなアプリが実現すれば、町内会の役員の担い手が増加し、新規加入の促進にもつながることが期待できる。



文責 総務常任委員会
委員長 横江 政則